

建築協定だより

第 17 号 1992年9月

編集・発行 横浜市建築協定連絡協議会
横浜市中区港町1-1
横浜市建築局企画指導課内
電話 045(671)2932・2933

◇◇第9回建築協定連絡協議会総会報告◇◇

京都市連絡協議会との交流行われる！

建築協定連絡協議会の第9回総会が、6月6日(土)、横浜駅東口のジャストホールで開かれました。総会は、協定地区(協定準備地区を含む)、横浜市まちづくりコンサルタント及び行政関係者など100名余りが出席しました。

まず、横浜市より事務報告として1年間の建築協定の動向(2面に関連記事)と二世帯同居住宅の取扱いの検討について報告を行いました。次に、鈴木副会長から協定地区見学会の実施、京都市建築協定連絡協議会との情報交流などこの1年間の活動報告について、4年度の活動方針として、神戸市建築協定地区連絡協議会との交流、連絡協議会設立10周年記念行事を行うことが提案され、了承されました。引き続き質疑応答を行いました(3面に関連記事)。休憩後、(株)日本住情報交流センター 常務取締役 宮島 勇喜氏による「住まいづくりの情報交流」と題する講演が行われ、これからのお宅の住まいの方についてお話をありました。また、今年度は幹事の改選の年にあたり、新幹事2名の方が加わり9人体制が承認され、2年間努めていただくこととなります。

総会終了後、2年ぶりに行われましたブロック別懇談会は、16区を4ブロックに分け近年の協定区域における問題を中心に活発な話し合いが行われました。



第9回総会、平成3年度活動報告(幹事会報告)

第8回総会で1年間の活動方針として、①協定地区見学会の実施、②2年度に行われた住環境意識調査結果に基づいた分析及び支援策の検討、③他都市連絡協議会との情報交流の3点について活動してきました。

年度に行われた住環境意識調査結果に基づいて支援策の検討

成2年度に実施した住環境意識調査のアンケート結果(協定だより15号参照)を踏まえ、運営委員会への支援策について検討をしてきました。

アンケートによると印刷・コピー費と会議費に最も経費がかかり、また、支援を受けたいもの多くは印刷・コピー費でした。

アンケート結果や検討会であげられた協定締結前の通信費、法務局での閲覧手数料等実情を調査し、市の予算要求に反映されるよう市に対して要望しています。

なお、現在の支援としては、アンケート用紙の印刷・コピー、協定書の印刷、協定区域表示の看板設

置、コンサルタント派遣等の支援が行われています。

(2) 協定地区見学会の実施

第4回目の見学会を10月19日(土)に行いました。

見学は、新本牧地区(中区)と市港湾局の海事広報艇「はまとり」による横浜港の港湾施設でした。参加者は総勢43名でした。

天気はあいにくの曇り空でしたが、参加者からは「大変よかったです」「楽しみながら貴重な知識を得られた」など高い評価が得られました。

(3) 他都市連絡協議会との情報交流

連絡協議会のある京都市に5月14日訪れ、連絡協議会及び京都市職員と懇談会を行いました。

本市から幹事3人、事務局2人が出席し、情報交換や意見交換を行うとともに、協定地区の見学を行いました。(3面に報告記事)

(4) 表彰関係

「建築協定だより」(第16号)で報告済ですが、今年の2月に緑区の桜台住宅地建築協定運営委員会が、横浜まちづくり功労者賞を受賞しました。

(5) 「建築協定だより」

「建築協定だより」については、15号・16号と例年通り2回発行しました。発行部数は各号とも30,000部となっております。

16号では、新しい試みとして、市政情報を掲載しました。読者の方々からは「二世帯同居住宅や、駐車場問題は勉強になりました。」等々のご意見が多数寄せられました。

以上のような活動を一年間幹事会を中心に行ってきましたが、この間幹事会を6回開催しました。

平成4年度活動方針

(1) 建築協定地区見学会の実施

過去4年間とも好評で「ぜひ続けてもらいたい」「昨年同様市の施設見学を取り入れてほしい」等の要望がありましたので、今年も楽しく地区を見て回る内容を企画検討します。実施時期は10月下旬予定、見学地は港南・保土ヶ谷区方面を予定しています。

応募方法については、8面に掲載しています。

(2) 神戸市建築協定地区連絡協議会との情報交流

3年度は京都市建築協定連絡協議会との情報交流を行いましたので、今年度は、神戸市の建築協定地区連絡協議会と行っています。

(3) 協議会設立10周年記念行事の検討

昭和59年に建築協定連絡協議会が発足し、来年、設立10周年を迎えます。つきましては、記念行事及び記念誌などの発行について準備会を開く検討を行いたいと考えています。

準備会には、連絡協議会会員、まちづくりコンサルタントなど各層からの参加を考えています。



建築協定連絡協議会設立10周年記念行事企画プロジェクトの参加者を募集します。

連絡協議会では、設立10周年を迎えるに当たって広く一般の方にも建築協定を理解してもらうために、記念行事を予定しています。そこで、協定地区にお住まいの方からも企画のためのプロジェクトに参加をしていただきご意見をお願いするものです。

なお、プロジェクトメンバーには協議会幹事や横浜市まちづくりコンサルタントが参加します。

参加できない方のはがきでのアドバイスも歓迎します。

《参加者》

建築協定地区にお住まいの方から若干名

《参加方法》

建築局企画指導課へ電話にて10月9日までにご連絡ください。

なお、ボランティアとして参加していただけになります。

《会議時間》

月1回程度で5回程度の開催を、平日の午後に予定しています。

担当: 671-2932 驚森、柳田、古屋



横浜市における建築協定(事務報告)

1. 平成 3 年度実績

(1) 認可件数は 13 件

平成 3 年度の認可件数は 13 件ありました。そのうち新規地区は緑区の黒須田地区(区画整理地区)など 9 地区、更新・変更地区が 3 地区、既存認可が 1 地区ありました。また、地元発意によるものは建築協定認可地区 12 のうち全体の約 1/3 の 4 地区となっています。

(2) 地元発意によるものが 1/3

新規の 2 地区と更新・変更の 2 地区の合計 4 地区は、地元の居住者の方々が自主的に活動することにより協定を締結したものです。その他の 7 地区はディベロッパーの開発や区画整理により締結されたものです。

(3) 特徴的な制限項目

「二世帯同居住宅や自治会館の取扱い」

協定の内容の特徴的なものとして、「二世帯同居住宅」の取扱いを「住居の内部で行き来できるもので、玄関が 2 つまでのもの」と独自の取扱いをしている地区や、建築確認申請前に運営委員会への届出を義務付けている地区があります。また、従前の建築協定では建築できなかった自治会館を建築することができるよう変更の手続きをした地区もあります。

2. 平成 3 年度末の累計と有効地区数

(1) 累計地区 267 地区、有効地区数 209 地区

平成 3 年度末(H. 4. 3. 31)現在、認可件数の累計は 267 件、有効地区数は 209 地区です。期限は既に切れているが更新に向かって準備中である地区は 5 地区となっています。区別の協定地区数の比較では、もっとも多い緑区が 75 地区、次いで栄区が 22 地区となっています。

(2) 運営委員会又は窓口のある地区は全体の約 7 割

協定地区に運営委員会又は協定だより等を配布する窓口がある地区が年々増加し、145 地区(69.4%)となり、地域活動が行いやすくなっています。

(3) 協定地区的面積等

協定地区的面積は、約 1,538ha となり、横浜市の面積の約 3.5%、西区の面積の約 2.4 倍になっています。

なお、協定区域内の協定認可時の区画数の合計は約 37,300 区画となっており、横浜市の全世帯数の約 3.0% にあたります。



平成 3 年度認可地区一覧

区	地元名	地元・開発	面積(ha)
旭区	九重フレッシュタウン	開発	新規
	さちが丘 A 地区	開発	新規
港北区	港北ニュータウン南山町再開発地区	開発(区画整理)	新規
	港北ニュータウン第 1 地区東山町工区	地元祭建	新規
鶴見区	桂台 B 地区	開発	新規
	たちはな台 1 丁目 A 地区	地元発意	新規
	黒須田地区	開発(区画整理)	新規
	桂台 C 地区	開発	新規
	東急みたけ台団地	—	変更
	すみよし台 A 地区	—	変更
	桜台住宅地区	—	変更
	池尻地区	—	既存
泉区	岡津地区	開発(区画整理)	新規

3. 最近の建築協定関係の動向

(1) 認可件数の動向

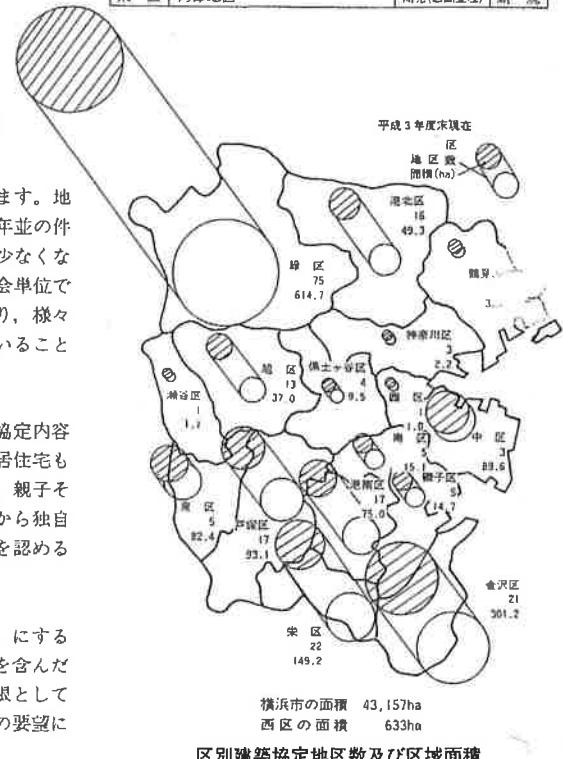
認可件数は近年、10 件前後で推移しています。地元からの建築協定の締結に関する相談は例年並の件数ですが、実際に締結まで至るのは 2 件と少なくなっています。これは、協定区域を自治会単位でまとめようとしていることから世帯数が多くなり、様々な意見が出されてまとめるのに苦労されていることがあります。

(2) 二世帯同居住宅への対応

現在の高齢化等の社会情勢を反映して、協定内容の用途制限で一戸建て住宅の中に「二世帯同居住宅も含む」とした地区がほとんどです。中には、親子それぞれのライフスタイルを守るという意味から独自に「玄関 2 つ」で内部で行き来できるものを認めるにした地区もでてきています。

(3) 緑化、景観に関する項目が増える

坪を生け垣、フェンス(透視可能なもの)にするということで地区の緑化や景観を保つことを含んだ建築協定が締結されています。建築物の制限としてはじまない面もありますが、地区の方々の要望に基づいて決められています。



建築協定ブロック別懇談会

ブロック懇談会では、多くの意見がございました。地区ごとの懇談内容の概要について報告します。

《A ブロック(緑、旭、瀬谷)》

A ブロックでは、近接地の問題や違反建築について論議が行われ、「確認手続きが終わってからでは、建築主との交渉も難しいので、確認になる前に建築の情報を運営委員会に知らせてほしい。」との要望に対して、行政からは「要望の出されている地区へは、事前情報をお伝えしている。」との回答があり、また、ある地区では、「行政にだけ頼るのではなく、定期的に周辺地主に対して、事前協議のお願いをし、日頃から、周辺地主と会話することが大切ではなしでしょうか。」といった意見がありました。

《B ブロック(港南、保土ヶ谷、鶴見、南)》

B ブロックでは、主に二世帯住宅の取扱いについて論議が行われ、玄関が 2 つある二世帯住宅については、建築時は親子二世帯であっても、やがては、他人同士の二世帯住宅になることも予想される。このような場合協定では規制できないのではないかとの意見に対して、行政から「二世帯住宅の取扱いについては、協定地区ごとに皆さんで話し合って決めて

いるのです。」「行政においても混乱が生じないよう慎重に検討しますので、地区においても、協定の会員とよく話し合ってください。」との話しがありました。



《C ブロック(神奈川、西、金沢、港北)》

C ブロックでは、まず二世帯住宅について話し合いがもたらされ、行政から「現行では、玄関 1 つであれば二世帯住宅であるが玄関 2 つの場合は、建築確認の上では共同住宅として扱っている。」という説明がありました。また、協定における制限の解釈については、「行政と運営委員会で話し合って検討するが、最終的な判断は委員会で行うべきではないか。」という意見がありました。

さらに、協定の更新について議論が行われ「反対者への対応について何かよい方法がないか。」という意見に対し、「敷地分割の禁止については、個人住宅であれば緩和する等の工夫ができるのではないか。」という意見もありました。

最後に行政側に対して、各地区における協定の情報交換の場の設置と、PRビデオを区役所に置いてほしいという要望が出されました。

《D ブロック(中、磯子、戸塚、栄、泉)》

D ブロックでは、違反の問題から討論が始まり、「建築協定違反についての対応についてどのようにすべきか。」との質問について、行政から、「京都市にある地区では、家に居ことが多い主婦が中心となり、違反防止を進めている。」との事例報告がありました。

また、「二世帯住宅について、取扱いをどのようにすればよいのか。わたしの地区では認めたくないと考えている。」といった意見や、「協定の看板のデザインを見直して欲しい。」との要望が出されました。

他都市との交流 —京都市—

京都市の建築協定を見学して 横浜市建築協定連絡協議会会長 竹内 良夫

良い環境に住みたい。良い住環境を守りたい。という建築協定の運動が全国的に広がってきた。横浜市建築協定連絡協議会でも年間計画の中に、「他都市との交流」があり、京都市と交流を持つことになった。交流する目的は、①情報交換をすること。②共通課題の抽出と検討事項を話し合うこと。③連絡協議会の在り方と今後の発展のための意見交換。④建築協定地区の見学であった。

実施日は平成4年5月14日(木)、新横浜午前8時57分の新幹線で京都に向かった。一行は協議会側から、私と副会長の鈴木さん、佐藤さん、横浜市役所企画指導課から天野係長と鷲森さん、総勢5名。



京都市の建築協定連絡協議会は平成2年9月8日に発足している。建築協定地区31地区のうち、27地区の代表が集まって第1回総会が開催された。京都は戦災をまぬがれ、古い昔の家並みが残り、都市開発が遅れていたが、近年開発された郊外住宅地に建築協定が結ばれている。京都市左京区の長谷住宅地区が昭和51年、同下鴨第1住宅地区が昭和48年など相当早い時代に建築協定が認可されていることを知った。横浜市緑区の美しが丘地区が昭和47年の認可

だから、横浜市の建築協定と似た出発だったことが分かった。しかし、その他の地区は昭和60年代に入って集中し、日本の高度成長と都市通勤者の住宅取得と並行して建築協定が誕生した経過も横浜市と同じだった。

両協議会の交流会議は約2時間、京都市の係長さん主導で開かれ、情報交換を行った。協定区域内における駐車場問題（2階建て）や親子二世帯住宅、協定の違反処理など質疑応答方式も混じて行われた。横浜市の建築協定運営の手引きなども参考にしながら懇談が続いたが、両市とも同じ悩みがあることが分かった。横浜市と京都市が今後とも建築協定で協力することで合意した。

京都市の代表的な建築協定地区の見学を行うことになり、西京区桂坂に向かった。市街地から約20分、京都市の西のはずれ、高い山々がせまる山ふところに桂坂の住宅が広がっていた。西洋環境開発が総力を挙げて開発した高級住宅地である。開発総面積130万m²、計画戸数3,000戸、計画人口12,000人のうち、完成した戸数が800戸であった。建築協定は1人協定で、桂坂第1地区が昭和60年10月に始まり、桂坂第12地区が平成2年8月で、毎年住宅地が開発され建築協定をかよせて販売されてきた経過が説明された。自然の原野が開発され、車道や歩行者専用の緑道がつくられ、住宅が建設されたのち、もう一度自然へ戻そうという努力が行われている。住宅地内の車道は折れ曲がり、人工的にデコボコ車道をつくって車のスピードを減速させたり、ナラ、カエデ、エゴの木など、自然をつくる工夫があった。

特に感心したのが建築協定の看板だった。横浜市



の建築協定の看板は「みんなで住みよいまちづくり」と大書され、小さく「〇〇建築協定地区」と表示されている。京都市の建築協定の看板は「この地区は、京都市長が認可した桂坂建築協定です。」と大書され、「この地区に建築物を計画される方は、事前に京都市役所建築局にご相談下さい。」と表示されていた。京都市長が認可した建築協定区域という表示は、見る人に強いインパクトを与えるし、建築物に一定の規制があり、建築協定のPRの役割も果たしている。見事というほかない表現だ。横浜市もこれを見習ってほしいと思った。

最後に、都心部の中京区魅屋町通（ふやちょうどおり）魅屋町地区的建築協定地区を見学した。ここは市街地の中にある古き良き昔の京都の家並みを保存しようという変わった建築協定地区だった。道路に面して狭く、奥行きの深い昔の住宅街を開んで、その美しい環境をいつまでも残したいという住民運動が建築協定を結ばせ、市役所が認可して応援している姿を見た。横浜市でも見習いたいと感じた。

他都市にも学びたいという今回の計画は一応成功だったのではないか。今年度は、神戸市と交流を行う予定である。ぜひ成功させたい。

建築協定Q&A

Q1：建築協定区域内の土地（約88坪）を分割して、2戸の建売住宅をつくりたいという相談が建築協定委員にありました。最初、市へ行つたら建築協定委員と相談するように言われたそうです。建築協定について市と地元の役割分担について伺いたい。



Q2：「2世帯同居住宅」については、自分達の建築協定ではできないようになっているが、この場合建築可能にするためには、建築協定の変更の手続きが必要かどうか。またその場合、運営委員会が同意すれば良いと思うが、運営委員会がない場合は全員の同意が必要になり、そのため2～3人の反対があるだけで難しくなってしまうが、このような場合にどのように扱つたら良いか伺いたい。

Q3：更新手続き上の注意・問題点等具体的な例がありましたら教えて下さい。

Q4：建築の工事が終った後、区建築課にて協定の内容について確認をしておられるのかどうかお聞きします。

A1：この件については、最初に市へ相談に来られたとき土地を第3者に売買しても建築協定は継承されることを説明しました。そして今回の場合、建築協定で定めた敷地規模以下の分割であるため、これは認められないということを相手方に伝えました。この時に、現在地元が建築協定の内容について見直しを検討していることを聞きましたので、その件と併せて地元の運営委員長さんと相談して下さいと説明したものです。

一般に建築協定の内容は、皆様方が約束ごととして決め、運営しているものですが、市としても大いに支援していきたいと思っています。不明な点、問題点については、遠慮なく市の方へ相談して下さい。

A2：建築協定は皆様方の全員の合意に基づいて締結されています。したがって、建築協定の文面の中に二世帯同居住宅について細かく説明してあり、そこで「玄関が一つのもの」と明記されていると、その文面が発効されていますので、それを変更するには運営委員会の有無にかかわらず全員の合意が必要です。

A3：横浜市では、運営委員会に協定期限切れの1年前にお知らせをしています。協定を更新するときは、改めて土地所有者等の全員の合意を取らなければなりません。従前の協定内容が現在の世情に合わない時などは協定内容を見直すことも必要です。

A4：建築物の工事が完了しますと、建築主が工事完了届を提出することになっています。この完了届けが提出されますと工事の完了検査を行い、その際、建築協定の内容についても確認を行なうようにしています。

—講演—



『住まいづくりの情報交流』

株式会社 日本住情報交流センター 常務取締役 宮脇 勇喜

宮脇氏は、昭和29年に横浜市にはいられ、長年にわたり住宅政策行政、建築指導行政等いろいろな場面において、まちづくりを培つてこられました。その経験を生かして、現在は㈱日本住情報交流センターで、住宅をつくる側と住む側の間に立った交流の「場づくり」に活躍されています。

そこで、今回まちづくりの第一歩である「住まいづくり」と「住情報」を中心に講演していただけました。

以下は、総会の講演を要約したものです。

〈住まいづくりと街づくり〉

現在、環境ということが非常に表面立てて言われております。住まいづくりの中で重要なことは、それぞれの点を結んでいきながら地域ができ1つのコミュニティになっていくと同時に、環境づくりができて、地域が皆さんにとって一番しあわせな、平和なエリアになっていくということであろうかと思います。つまり、街づくり（皆様方は、建築協定による街づくりを行ついらっしゃるわけですが）の原点は、自分たちが住み続けていく住まいをつくっていくことにあるわけです。

今日は、その原点である住まいづくりから話をはじめたいと思います。

〈現在の住まいづくり〉

住まいをつくるということは、本来、われわれ戦前派の立場からいいますと、一生に一度、あるいは数十年に一度の人生のイベントであります。

しかし、今日、たとえば磯子区、港南区等ではマンションのスットク数が戸建てよりもむしろ比率的には増えておるという状況がございます。これは、今日の我々の半数近くがすでにそういうマンション生活の中に住んできているということになるわけですが、一方でやはり終生の希望ということでは一戸建ての土地付きの家というのは、日本人の感覚からいうとどうしても避けて通れないというところがございます。こういう状況の中で、限られた土地やスペースをいかに最大利用していくか、と。また、家族数の変化、移動、高齢化そしてライフスタイルの変化にしたがって、規模それからニーズも変わってまいります。すなわち今日的な立場でいえば、住み替えやリフォームも含めた住まいづくりが日常的な課題になってきております。

〈住まいに対する概念の変化〉

住まいについての概念も、今までの雨露さえしのければいいというものから、今のこういった高度成長の中で、皆さんの生活もより良質なものへ変わつてきています。

それはもちろん、家族構成だとか予算だとかによつていろいろ違いはございますけれども、今日の社会的な趨勢から、住まいを単なる箱、いわゆる入れ物ということから生活そのものをしていく容器に何とかしていこうじゃないかというのが、自然の流れとして出てきたんじゃないかなと思います。

このような中で、皆様方は住まいづくりについていろいろ悩んでおられるのではないかなと考えて

おります。

〈住まいに関する情報〉

世の中には住まいについて色々な情報が氾濫しております。非常に大量な情報が流れております。住まいづくりをするためには、ある程度情報を得なければできません。皆さん、ご自分でいろんなところを調べいらっしゃいます。いろんな本がござります。出版物、雑誌、各業界もいろんなPRの本を出しております。それから、いろんなパンフレットがございます。新聞にはいろんなチラシが入つてまいります。不動産情報、マンション情報。

これらは、その住まいや商品による住まい方自体を提案したいという立場で書かれたものでござりますので、そのまま丸飲みをしますと自分たちが今まで生きてきた10年、20年、30年の住まい方、ライフスタイルには関係なく入つてくる。これは、本来の正しい情報のあり方ではないのではないかと思っております。

また、その時点で自分が置かれている立場の切り口だけで情報を集めてしまうことがあります。なぜそうなるかといいますと、そのときの収入などによって、いわゆる増築なり新築なりリフォームをしたいという場合の最低必要な予算というのが自然に構築されることになります。そういう範囲の中でやろうとすると、やはり限定された考えの中しか物事が判断できなくなるだろうということでございます。



これには問題があると思います。たとえば木造住宅であれば、何年目にペンキを塗るとか、あるいは外まわり、水まわりが腐っていないか、あるいはシロアリがいるかないか、常に自分の体をめんどう見るようになつて将来のこととも考えて住まいを見ていないと良好な状況のまま住まいが使えなくなることがあるからです。

したがいまして、今何とかしようと思えば、10年先にはどうなるだろうかということ、必ず考えておかないといけないということです。

〈実際に使用してみる、体験してみる〉

情報そのものを収集していくだけでなく、今のトレンド的な商品、あるいは住宅関係でも多くの情報機能が入つた電気製品等々、そういうものを常日ごろからやはり自分で実際に使ってみるとか体験してみるとかいうことも必要です。

たとえば、先程の本やパンフレットなどから、あるいは実際に使用している親戚や知人からの情報があろうかと思います。ただ、そのへんのノウハウも単に耳から入つくるのと、自分で実際に使ってみた上とではだいぶ違うものです。

〈ショールーム〉

そこで、実際に使ってみようということになりますと、普通はまず、各地にありますメーカーのショールームに行くことになろうかと思います。

最近は、そういったショールームには、インテリアコーディネーターがおります。いわゆるコンサルテーションができるような体制を整え、消費者、我々は生活者といっておりますけれども、お客様がいらした場合にそこで手取り足取りいろいろ説明をし、わが社の商品は非常にいい、と。これはもちろん、各企業の担当の方にとてみますと、自分のところの商品が一番いい、他社の商品に比べて一番提案性があり、材質も良く、カラーのバリエーションもあり、いろんな規模の差もある、ということだと思います。これは当然だと思います。それは、ショールームに行っても、必ず同じようなパターンだと思います。

ショールームの商品は、いってみれば商業ベースで出してきており商品とか、あるいは壁の材料、それから照明器具、いろいろ各ジャンルにわたるんですけど、確かにそのメーカーにとってすばらしい商品であるかもわからないんですが、自分の家のどこへどういうふうに使っていいのか。いってみれば、新商品ばかり家の中に集まって、自分がどう使っていいのかわからぬ。それは極端な例ではありますけれども、そのような商品の提案のしかたがございます。したがって、それを自分がどうどういうふうに使つたらいいんだろうかという相談、これがなかなか難しいことです。

〈住宅展示場〉

それから、家全体を見るということです、ハウジングセンターにまいります。テーマを持って行かない限り外見が気に入った家から入つていくことになります。メーカーの名前を特定して、S社とかM社の家を何としても自分は欲しいと思ってそのメーカーのところへ入られる方もいらっしゃるとは思いますけれど、一般的な最初の段階では住まいを何とかしたい、あるいはリフォームをするための間取りの検討や、あるいは水まわりの参考とか、あるいはシステムキッチンがどんな状況で入っているかを見たいといったようなことでハウジングにいらっしゃるわけです。これは当然のことです。

モデルハウスに入りますと、営業の方がまいります。その方にとてみれば、見に来てくれたお客様に、何とか自分の会社の商品を買っていただきたい。これは当然のことです。したがいまして、非常に熱心にその商品のよいことを言います。もちろん、まずいことはないわけです。

それで、だいたい1軒の家を熱心に見ますと、30分はどうしてもかかる。それで、通常の場合ですと、1組のお客さんがハウジングセンターのところへ来て、見て帰られるのはだいたい4~5軒が限度だそうです。あれは商品としてそれぞれのメーカーがいちばんいいものを展示する。会社の理念とか会社のポリシーを出していくという意味での商品でござい

ます。いろいろなった方はお気づきだと思いますけれども、今のこういった土地が高いという状況の中では今住んでいらっしゃる住宅の土地につきましても、今のハウジングセンターにある規模がそのまま入るという土地はあまりないと思います。逆にいいますと、そういう商品そのものを買えるという方はなかなか限定されてくるんじゃないのかなと思います。

こうなると、自分の立場はどうなるのかという相談が必要になります。

〈住まいづくりの相談〉

実際に相談する相手としましては、たとえば、近くに大工さんがいらっしゃればその大工さん、ハウスメーカーの営業の方、知人あるいは親戚に建築士、設計屋さんがいらっしゃる場合にはそういう方に相談するとか。そういう相談ルート、ネットワークをお持ちの方はいいんでしょうが、どこに相談に行つていいかわからない、という方はどうするか。また、10年、20年先に向けて、住まいをどういうふうにしたらいいんでしょうかという相談の特徴かけ方が非常に難しい。

メーカーのリフォーム相談所というのもいろいろあります。しかし、先のショールームなどと同様に、何にとってみると、そのメーカーの商品をうまくしつけられるんじゃないかなという心配もあるかと思います。

また、リフォームは今、年間8兆円産業というふうにいわれておりますし、今流行りのシステムキッチンにつきましても簡易システムキッチンから高級システムキッチンまでいろいろです。ご婦人、奥さんが台所をきれいにしたい、ということで普通の木造住宅で大工さんに頼んだとします。しかし、その大工さんがそういった商品情報、商品知識のすべてを熟知しているとは残念ながら言い切れません。このようにいろいろあって、結局先程いいました本などを自分なりにお調べになる、自分なりに考えることもあるうかと思います。けれども、やはりある程度そこでプロの手を煩わせないと、将来年月がたつと、ああこうだった、といことは出てこようだと思います。

これまで述べてきましたように、またすでに実感している方も多いと思いますが、自分なりに納得のいく住まいづくりをすることはなかなか難しいということをお判りいただけたと思います。現在は、生活者が安心して頼れる、生活者の立場に立った情報や相談のできる場が求められているのではないかと考えております。

〈住情報〉

ここ数年流れてきたといいますか、マスコミでも取り上げられるようになった言葉のひとつに、「住情報」がございます。いわゆる、住まいに関するハード、ソフトすべての情報——たとえば、先ほどから言っております住環境、立地——これはもちろん新築の場合になりますけど、周辺の土地の状況、それから敷地に関する状況等々。それから住まいそのものについて考えますと、いわゆる外観、デザイン、広さ、間取り、構造、性能、材料、設備からインテリア、収納家具とか照明器具までいろいろあります。

それから、図面に関する知識・情報、施工に関する知識、住まい方のマナー、契約の問題、資金の問題、資金計画、融資制度、税金の問題、施行者そのものに対する問題、設計事務所に対する問題。

いってみれば、消費者といいますか生活者と供給者、その間で様々なメディアによって交流をされてくるいろんな情報。これらを網羅した、包括する概

念というふうにお考えをいただければいいと思います。

〈住情報交流の必要性〉

そこで、住情報交流の必要性がでてくるわけあります。住情報といいますのは、そういうふうに一方的に生活者が意識して調べたいと思い始める、いろんなところから出てまいります。同時に、生活者の立場として、聞きたくないと思っていてもマスコミ関係とかパブリシティ関係で、チラシとか何かでいっぱい入ってきます。

ただ、メーカーは、先ほどから言っていますように、企業の理念や生産性、採算性の中でこれが今日のトレンドとして一番売れそうだなどいうのをマーケットリサーチをした上で商品化してまいります。これは一方的に出てまいります。

たとえば、最近の住宅では、いわゆるハウスオートメーション、HAというんですが、外から電話すれば風呂が湧いていますよとか、部屋はオートロックで外からでも中からでも全部確認できますとか、いろんなことがあります。これは一見非常に便利なんですけど、それらを全部、自分が使い切れるかどうか。使えるのであれば、多機能であることは大結構なことで、非常に便利で安全だ、といえます。ただし、どこを押せば何が動くか——玄関のドアを開けようと思うとシャッターやブラインドが閉まってしまうとかでは、いってみれば使い切れていない。このような場合には、むしろ不便な商品になってしまふということもあります。



そういう意味で、商品の開発をする、供給側の方、生産者側の方が出てくる情報は、いってみれば中間に設計事務所ですか、インテリアコーディネーター、大工さん、工務店さんを通じて、生活者、住まいができるがったところへ入っていく人へバトンタッチされるわけです。バトンタッチされて、住んでみていいろいろ批判とか、反省とか、あるいは使いにくいとかいうことがありますけれど、これがなかなかメーカーに返っていないといいうシステムになっています。

あるメーカーは、そのことをよく承知していて、自分のところの商品をモニターとして使っていただいて、そのクレームをすべて吸い上げ、次の商品には即その意見を反映させてやっていくというところもございます。しかしながら、一般的には、なかなかそこまで余裕がないと同時に、時間的に新商品開発には間に合ってまいりません。

そこで、この「交流」が、一方通行でなく相互交差サークルとして生活者からメーカーに逆に返していく情報交流が、いちばん必要なことだと考えております。したがいまして、エンドレスに情報を整理しながら、ユーザー、いわゆる生活者が選択した商品がいちばん使われているもの、それからいちばんクレームが多いもの、そういうものを早くメーカー側や生産者側に返していかないといけないだろう、と。それは、いってみれば新しい商品開発につながると同時に、良質な住居環境、住宅の設備、そこに

反映していく、というふうに考えております。

〈住情報交流センター〉

安心して住まいに関するもうもうを聞けるというものを、情報集積としてつくりたいこうと考えだされたのが住情報交流センターという組織です。いろいろ商品を展示すると同時に、新商品開発とか、イベントをやる。それから住文化といいますか、住宅のあるいは住まい方の、ソフト・ハードひくらめまして、いろいろなセミナーを常時開催するとか、そういう施設でございます。

具体的には、住関連のすべてのメーカーの商品の展示と同時に、住関連に関する情報、土地情報、それから公的住宅情報などをひくらめたすべての情報を提供したいと考えております。今まで各企業が1社でやっていたショールーム概念とは全く異なる、総合的な、そしてニュートラルな立場での情報提供をするものでございます。

それから、サービスについては、ホスピタリティを最重要課題にしたい。それから、エンターテイメントといいますか、楽しい空間、楽しい雰囲気でなければいけません。いわゆるリピーターが出てくるような、楽しい施設にしていきたい、というふうに考えております。

場所は、港北ニュータウンの中川地区というところで、平成6年には竣工する予定でございます。そのときには地下鉄3号線も開通しておりますので、ぜひ建築協定地区の皆様方にもおいでいただければ幸いです。

来年は、協定連絡協議会が10周年という節目の年でもございます。今後、協議会の皆様方の活動がますます発展されることを期待しております。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

講師プロフィール

横浜国立大学工学部建築学科卒業後、昭和29年に横浜市入庁。建築指導行政、住宅行政などを経て平成元年に退職。当連絡協議会設立時には、担当課長として尽力されました。現在は、株式会社日本住情報交流センター常務取締役。



《他都市シリーズ第8回》

福岡市「グリーンタウン老司」建築協定地区



横浜市内では現在200を超える地区で建築協定が結ばれていますが、今後これらをさらに充実、発展させていくためには、新しい要素の手法を検討するなどして、建築協定をより魅力あるものに変えていく必要があります。

今回はタウンハウス形式の住宅地に建築協定を導入したり、緑化協定を組み合わせるなどして、街づくりを進めている福岡市を訪ね、今後の本市の建築協定活動の参考にしていきたいと思います。

福岡市は昭和47年に政令指定都市に昇格し、現在では人口120万人余りを擁する九州の行政、経済、文化、交通の中心地となっています。

同市では、昭和52年に建築協定第1号が誕生し、それ以来現在までに18の建築協定地区が認可されています。そのほとんどが民間開発に伴う良好な住環境の確保を目的としたものですが、全体の3分の2の地区についてはさらに快適で潤いのある居住環境の形成を図るために、同時に緑化協定が併せて締結されています。



今回訪ねた「グリーンタウン老司」地区については、福岡市内で初めて建築協定とあわせて緑化協定を締結した地区であり、また、横浜市内では例を見ないタウンハウス型の建築協定地区です。

この「グリーンタウン老司」地区は、7つある福

岡市の行政区のうちでも最も人口の多い南区内にあり、市の中心部から南へ6kmほど行ったところに位置しています。この辺りまで来ると、地形的に起伏も多くなり、また、この地方独特の灌漑用の溜池もあちこちに見られます。

そして沿道沿いの旧市街地の後背部では、近年大規模な住宅開発が相次いで行われており、ベッドタウンとしての性格が大変強い地域になっていることが伺えます。

その中で「グリーンタウン老司」地区は、南向きの緩やかな斜面を利用し、緑をふんだんに取り入れながら、タウンハウスを中心とした住宅地を形成しています。

地区内は大きく分けて、タウンハウスが建てられている専有部分と、地区内通路、共同駐車場部分が設けられている共有部分の2つに区分されます。

タウンハウスは全て二階建てで、配置に変化をつなげながら地区内に26棟が建てられており、地区全体で76世帯の方々がそこに住まわれています。

この地区は昭和52年に民間ディベロッパーが開発し、その後分譲されたもので、建物は十数年を経過し多少古さを感じられるところがありますが、手入れが良く行き届いており、黒い縁取りのある白い壁と周辺の豊富な緑が調和し、大変潤いのある雰囲気を感じ取ることができました。

また、地区内には緑豊かな広場がいくつか設けられ、これらを結ぶように煉瓦敷きの通路が張り巡らされています。そして、そこから枝分れした路地を経て各々の住戸に至るようになっていますが、駐車場を数箇所に集約して設け、人と車の動線を分離したため、居住者や訪問者は安心してこれらの通路を行き来することができます。

当日、住民の方に直接お会いすることはできませ

んでいたが、市の担当者の方は、住んでいる方々はこの恵まれた環境に十分満足しているようだと話されていました。これも建築協定や緑化協定がそれぞれの機能を發揮し、また相乗効果をも生みながら開発当初の良好な居住環境を十分確保していることにによるものと強く感じました。

今後、本市においても建築協定をさらに魅力あるものにするため、こうした事例を参考にしながら皆様方と活動を進めていきたいと思います。



「グリーンタウン老司」地区の概要

- 場所 福岡市南区老司五丁目650番地
 - 区域面積 約5943m²
 - 建築手法 一団地認定
 - 棟数 26棟 (1棟当たり2~4戸)
 - 戸数 76戸
 - 建築協定の概要
 - (1) 認可 昭和52年11月10日
(更新 昭和63年12月20日)
 - (2) 協定事項
 - 建築物は専用住宅とする。
 - 敷地は専有・共有に区分し、各々所有者共用者が管理を行う。
 - 意匠の変更はみだりに行わない。やむを得ず外壁の色調を変更する場合は全体のバランスを崩さないように留意すること。
- なお、緑化協定については昭和52年3月24日に認可され、樹木の種類や植栽場所、維持管理の方法等について定められています。

コラム

『建築協定地区に移り住んで』

ある日、自治会の回覧板が置いてあり、「来週の日曜日の午前9時から地区の遊歩道や公園などの掃除を行う」とのお知らせが綴じてあった。

私は、この協定地区に引っ越して来てからまだ2ヶ月あまりで、隣近所との付き合いというと引っ越しのあいさつで伺った程度であり、あまり顔を見たことがない。そこで、この協定地区に住んでいる人がどんな人か興味もあり、回覧板には出席の印をつけて隣りへ廻した。

この建築協定地区は、5年ほど前にある企業が開発し建売り分譲をしている地区で、永住型のみどりの多いまちである。わたしがこの地区に住むことを決めたのも、この環境が気に入ったためである。

ここには遊歩道や公園があり、みどりがいたるところにある。みどりというものは植えるだけではダメであり、日々の手入れが必要である。手入れをするために、自治会を中心として定期的に掃除をしているのである。

掃除の当日ゴミ拾いをしていると、遊歩道にあるツツジの中から出てくるゴミの多さにはくりした。空き缶、タバコの吸い殻、お菓子の袋、いろいろなゴミが出てきた。

自治会の掃除で感じたことは、ふだん歩いていると中々気付かないゴミも隠れたところにはたくさんあり、これではみどりは育たない。ほんとうの意味のまちづくりとは人の心から始まるもので、表面だけのまちづくりではいけないと……。

たまには男性も地区の掃除に出かけてみませんか。

ピックプレゼント

プレゼントクイズ

今年で10回目を迎える住宅フェアは○周年
○に入る数字をお答えくださいの方の中から抽選で

★ホノルルハワイ6日間の旅ご招待5名様 ★横浜中華街お食事券(5,000円分)20名様

応募方法
応募ハガキにクイズの答、住所、氏名、電話番号、性別、年令を明記の上、下記までご郵便ください。(ハガキは一人一枚)

締め切り
10/1休当日消印有効。なお10/1休→4日会場でも受け付けております。(最終日は午後4時30分まで)

厳正な抽選の上、当選者には直接通知いたします。

◆問合せ者のご記入欄、ご遠慮ください。

お問い合わせ・送付先

〒221 横浜市神奈川区西鶴見町2-26-4

第3安田ビル8階日本住協情報交流センター内

よこはま住宅フェア実行委員会事務局

TEL. 045-313-1001

最新情報が大集合[出展ブース]

多数の地元企業を中心に、住まいに関するあらゆるジャンルから出展。快適生活のための新しい工夫やヒントをご紹介します。

住まいの大相談会(無料)

法律・税金・融資・設計・マンションリフォーム等、

住まいに関するあらゆるご相談に専門家がお答えします。

その他楽しいステージ、イベント多数企画しております。

会場●パシフィコ横浜展示ホール日 10/1休→4日午前10時~午後5時 入場無料

★10/1休はオープニングセレモニーのため、一般入場は12時30分からになります。

★会期中は桜木町駅前より無料送迎バスを5~10分間隔で運行★公共交通車両有り

92よこはま住宅フェア

テーマ(ゆとり)“横浜流住まい方による、ゆとりある豊かな住生活の実現”

主催 よこはま住宅フェア実行委員会
共催 横浜市・神奈川県住宅供給公社/横浜市住宅供給公社

同時開催
第4回住宅月間中央イベント
スーパーハウジングフェア'92
テーマ(ゆとりある住生活)“人にやさしい優良住宅”

主催 住宅月間中央イベント実行委員会
共催 住宅月間実行委員会

[シリーズ] まちづくり散歩

ビューティフルな生活は主婦の手で

1年に3回、地区に隣接する公園の滑掃に全員が参加します。みんなが集まれば、井戸端会議のような話し合いがもたらし、その中で、建築協定のために「二世帯住宅が建てられないなんて大変」ということになり、建築協定締結後10年(有効期間は自動更新)という節目の中でこれまでの建築協定を見直し、変更認可申請に至りました。

今回は、緑区内で事例の少ない変更認可申請を主婦が中心となってまとめた、みたけ台建築協定地区を紹介します。

当地区は、田園都市線藤が丘駅から北西方向へ直進した徒歩15分ぐらいの所にあります。13年前に東急電鉄が建て売り分譲をしたもので、和・洋風の建物が混在していますが、建物の配置は隣地に気配りしたものとなっており住んでいる人も感心するほどです。入居当時は周辺も山で静かな環境でした、と当時を懐かしむ話が聞かれました。27区画という小さな地区ですが、隣合わせに桜台住宅地建築協定



地区もあり、東急電鉄による開発と建築協定の一体となったまちづくり手法が用いられた所です。用途制限は一戸建専用住宅、医院併用住宅に限定されていましたが、今回の見直しで二世帯住宅を認めるにしました。その他に高さ、階数、敷地分割禁止、外壁後退などは他地区と類似したものが設けられています。また、特徴については、3つあります。1つ目は、注目されている二世帯住宅に関して、親族の二世帯が同居する住宅で運営委員会と市が協議して認めるものとしていること。2つ目は、外階段を設ける場合、隣接から設置の計画変更が求められたときは、プライバシー、騒音等について調整を図らなければならぬこと。3つ目は、建築をしようとする時は建築確認申請前に届け出を運営委員会へ出さなければならないこととしているものです。締結の為の準備は主婦が中心となり進めましたので、協定文章は含みのもった柔らかい表現にしようとしましたが、曖昧な表現は協定の条文にはなじまないと市の担当者から指摘され、条文づくりが「一番苦労しました」と話されました。

購入したときは、建築協定付きの家ぐらいの感じしかもっていなかったそうで、運営委員会もなかなかできなかつたということです。数年前に連絡協議会が運営委員会設置促進の一環として行った、無作為に選出した協力依頼の手紙に応じた方が出されたことから、配布が始まった「協定だより」を通して建築協定に対する意識の高まりが出てきたようです。

緑区東急みたけ台団地建築協定地区



また、運営委員会をつくるきっかけになったのは、隣接地へのアパート建設設計案や地区内の建て替え問題が出たときに中心的な役割をする人がいなかつたことを上げていました。事例としては、計画反対ではなく環境や周囲への配慮を求めたものになりました。

建築協定締結後の建築計画の届け出はまだ出されていませんが、届け出を義務付けた理由として、「チェック的要素をもつものではなく、話し合いの場となるように」設けたとのことです。

建築協定が住民の「エゴ」ではないように、また、「ビューティフル」に生活をしたいため、これからも主婦が中心になって住環境を守っていきたいと力強く話されていたのが印象的でした。

最後に、取材には締結準備の中心になりご努力された4名の方のうち藤原さん、能勢さん、阿久津さんに応じていただきました、お礼申し上げます。

新幹事紹介

第9回建築協定連絡協議会総会で9人の幹事が決定されました。これまでの8人体制のうち1人が退任されましたが、新しく中区「新本牧地区」の川松氏、港北区「岸根篠原東急団地」の北川氏に加わっていただきました。

退任された港南区「日の峰地区」の小林銀三氏は、6年間にわたり協議会にご尽力いただきました。紙面をお借りしてではあります、お礼を申し上げます。

「もっと建築協定をPRしたい……」

横浜市建築協定連絡協議会会長 竹内 良夫

平成4年6月6日(土)、第9回横浜市建築協定連絡協議会総会が開催され、協議会規約第3条により、全幹事が任期2年を経過したことから改選が行われました。出席した会員のご承認を頂き、新幹事の互選により、引続いて会長に就任することになりました。皆様の期待に応える責任の重大さを認識し、他の幹事のご協力を頂きながら、横浜市の建築協定の推進と、新しいまちづくり、良好な住環境を守って行きたいと思います。

バブルの崩壊によって土地価格の低落と住宅販売の不振によって、一旦落ち着いているかに見えますが、違反建築は跡を絶たず、ミニ開発やアパート指向は続いている。良い環境を守りたいという願望は努力なしには実現できません。もっと建築協定を増やしたい、もっと建築協定をPRしたい。横浜市役所、各区役所建築課の応援を頂き、建築協定を市民運動まで高めたいと願っています。

皆さまのご支援、ご協力をお願いいたします。



副会長
佐藤 鉄雄



副会長
鈴木 稔



幹事
山内 武男



幹事
大上 秀雄



幹事
徳原 喜六



幹事
原 秀夫



幹事
川松 康作



幹事
北川 隆三

? …ハテナ… ?

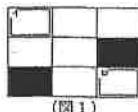
今日は誰でも解ける数字のパズルを掲載いたしましたので、秋の長い夜をパズルで楽しんでください。

問題の回答を応募いただいた方のうち、正解者の中から抽選で10名の方に、すばらしいテレホンカードを差し上げます。

応募方法は、はがきに問題の答えと、住所、氏名、建築協定地区にお住まいの方はその建築協定地区名、電話番号、そして、建築協定だよりの感想等を記入の上、10月末日までに、〒231、横浜市中区港町1-1、横浜市建築局企画指導課企画係までお送りください。

数字パズルの解き方について、分からぬ方のために、入門編の例題を解説します。

【例題】(1,2)(2,5)(6,7)(1,4,3)(4,5,6)
の数字の種類をそれぞれ左から右
へ又は上から下へ並べて全てのマ
スをうめ、次のパズルを解いてイ
ロに入る数字を答えてください。



(図1)

【解説】

(1,2)(2,5)(6,7)(1,4,3)(4,5,6)
の5つの種類の数字と図1のパズ
ルがある場合の回答は、図2のと
おり横列は(1,4,3)(2,5)(6,7),
縦列は(1,2)(4,5,6)となり、問題のイ・ロの数字
は、イ=1、ロ=7となります。



(図2)

《数字パズル問題》

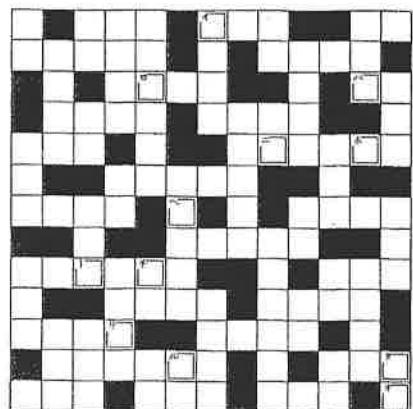
交差するマスに入る数字は同じ数字となるよう下記の数字の種類について、それぞれ左から右へ、又は上から下へ並べて全てのマスをうめ、次の問題を解いて下さい。

【問題】

横浜市建築協定連絡協議会は□□□□年に発足し、□□□□年□月□日で□□周年を迎えます。

【数字の種類】

- (1,4) (1,5) (1,9) (2,0) (2,6) (2,7)
- (3,2) (3,6) (4,3) (4,6) (5,2) (6,7)
- (8,4) (9,4) (9,5) (9,7)
- (1,7,3) (1,8,4) (1,8,5) (3,2,7) (3,3,5)
- (3,3,8) (3,8,9) (3,9,2) (3,9,3) (3,9,5)
- (4,5,7) (4,6,7) (5,2,7) (6,3,9) (6,8,3)
- (8,6,7) (9,3,2)
- (1,7,3,2) (1,9,8,3) (2,1,1,8) (2,4,1,3)
- (2,5,6,8) (2,6,8,3) (4,5,1,2) (4,6,1,6)
- (4,7,8,9) (5,1,4,3) (5,1,5,6) (5,6,3,7)
- (5,6,4,4) (8,1,1,6) (8,1,6,4) (9,2,6,1)
- (9,7,4,3)
- (1,2,3,4,5) (1,8,5,3,5) (2,8,3,6,3)
- (3,9,1,6,4) (4,2,7,1,6)
- (1,7,9,2,3,6) (2,4,9,5,1,7) (3,6,9,4,5,8)
- (3,7,9,5,4,8) (3,7,8,4,1,1)



数字のパズルはいかがでしたか。

読書に更けることも大切ですが、たまには頭の体操をする必要です。

秋の長い夜はまだまだ続きますので、これを機会に、建築協定による「まちづくり」や『建築協定だより』についてのご意見や記事の投稿をお願いします。事務局一同お待ちしています。

なお、解けなかった方は、時間をかけてゆるく頑張ってください。又、解き方が分からぬ方は、事務局まで電話ください。

— お 知 ら せ —**第9期横浜市建築協定連絡協議会幹事一覧**

会長	竹内良夫	緑区桜台住宅地
副会长	佐藤鉄雄	港北区港北NT
"	鈴木 稔	金沢区西武金沢文庫
幹事	山内武男	緑区美しが丘中部自治会
"	大上秀雄	緑区すすき野地区
"	徳原喜六	戸塚区鳥が丘住宅地
"	原 秀夫	栄区桂台自治会
"	川松康作	中区新本牧地区
"	北川隆三	港北区岸根篠原東急団地

この「建築協定だより」についてのご質問・ご意見「こえの広場」については

〒231 横浜市中区港町1-1 ☎671-2932・2933
事務局 横浜市建築局企画指導課 までお寄せください。

《運営委員長等変更の届け出》について

運営委員長や建築協定だよりの配達先が変更になった場合は、建築協定名、運営委員長等の氏名、住所、電話番号等を記入して建築局企画指導課まで届け出してください。「建築協定運営委員会の手引」をお持ちの方は、(お手元にない場合は、ご連絡ください)届け出様式にしたがって記入してお送りください。また、建築協定だよりの配達先が変更になった場合は、配布する建築協定だよりの必要な部数もお書き添えください。

なお、正式な運営委員会がない地区については、運営委員会があると協定上のトラブルを未然に防ぐことができることがありますので、ぜひ運営委員会を設立されるようお勧めします。

《建築協定の勉強会・説明会にスライド。

ビデオをご利用ください

「建築協定を作りたいんだけど…」「建築協定って

何?」こんなときに、ご利用していただけるように入力用紙とビデオ(VHS)を貸し出しています。「ビデオを見たけどまだよく分からない」「ウチの地区では具体的にどうすればいいの?」というときは、横浜市まちづくりコンサルタント派遣制度があります。建築協定の締結や更新等のために地域で話し合いをする際にも活用できますので、企画指導課にご相談ください。

《投書欄「こえの広場」へご意見をお寄せください》

建築協定だよりの中で皆さんの「こえの広場」を開設します。日ごろ建築協定を運営していく感じていること、困ったことやうれしかったこと、そのほか住みよい楽しいまちづくりを実現するための情報等で結構ですので、このコーナーを作り上げてみませんか。なお、採用させていただいた方には、粗品を進呈させていただきます。

第5回建築協定バス見学会参加者募集

今回は、港南区日限山にあります港南区最大の協定地区(958区域)である「日限山3・4丁目地区」と、総会でも要望がありました、地区計画によってできた住宅地として「港南下永谷住宅地区」の見学と運営方法についてお話を聞きます。

また、緑化センター・こども植物園において、植木の選定方法について、講師を招きお話を聞くとともに園内を見学します。

**《見学の日時・集合場所》**

- ・平成4年10月31日(土)
- 午前9時45分～午後3時30分
- ・JR根岸線 港南台駅

《見学地区》

- ・港南区日限山3・4丁目(建築協定地区)
- ・港南下永谷住宅地区(地区計画地区)
- ・緑化センター・こども植物園

《参加資格者》

建築協定地区にお住まいの方、建築協定に関心のある方

《申し込み方法》

建築局企画指導課に電話で10月9日(金)までにお申し込みください。先着30名までとなります。参加者には、詳細を追ってお知らせします。

申し込み先: 671-2932 担当 古屋、柳田、鷺森

